

(注1) 本条文は、平成29年11月15日に在伊米国大使館のホームページ (<https://it.usembassy.gov/wp-content/uploads/sites/67/2016/04/USSSO-shell.pdf>) からダウンロードした「MEMORANDUM OF UNDERSTANDING BETWEEN THE MINISTRY OF DEFENSE OF THE REPUBLIC OF ITALY AND THE DEPARTMENT OF DEFENSE OF THE UNITED STATES OF AMERICA CONCERNING USE OF INSTALLATIONS/INFRASTRUCTURE BY U.S. FORCES IN ITALY」を沖縄県が翻訳したものである。なお、翻訳に当たっては、以下の文献に掲載されている翻訳例を参考にした。

「各国間地位協定の適用に関する比較考察論（第4章 米軍のイタリア駐留に関する協定の構造と特色（本間浩）」（平成15年6月、内外出版）

(注2) 本条文の日本語訳及び概要について、ホームページや書籍等への転載に関しては、沖縄県に対する許可申請等は不要とする。転載に当たっては、事実関係の確認等は転載者の責任において行うこと。

(注3) 主要な条文として挙げた事項については、便宜上、条文においてマーカー処理をしている。

1995年2月2日ローマで署名された了解覚書；
1995年2月2日発効

米軍によるイタリア国内の基地ないし基地施設の使用に関するイタリア共和国国防省と
アメリカ合衆国国防総省との間における了解覚書

本文：

アメリカ合衆国国防総省とイタリア共和国国防総省（以下、「締約国」という）は：

1949年4月4日にワシントンで締結された北大西洋条約、1951年6月19日にロンドンで
締結された北大西洋条約締約国の地位に関するn1協定および1954年10月20日に締結され
た北大西洋条約の履行における2国間の施設に関する締約国間の協定（BIA）を含む締約
国の条約ならびに2国間、多国間協定に従って行動する決意と国際法の尊重を再確認し
；

40年以上にわたる締約国間の防衛取り決めが国民共通の安全保障上の利益を促進したこ
とを評価し；

国際平和と安定の促進のためにイタリアの防衛施設がとりわけ重要な貢献をしているこ
とを考慮し；

各基地ないし基地施設のための実施手順について規定する単一の実務取極を有すること
は賢明であり、施設の返還と残存価値の決定について適切な方法を明らかにする手順に
到達することが必要であるという事実を認め；

防衛関係を近代化し、BIAならびにその他関連する締約国間における多国間および2国間
協定を履行する以下の協定を締結した。

第1条

1 締約国は、両国の相互利益と主権尊重の原則に従い、共同防衛、平和および安全保
障を目指す協力関係を維持し、発展させるものとする。

2 共同防衛協力は、2国間レベルで北大西洋条約の範囲内で成し遂げられなければな

らない。

- 3 締約国は必要に応じて、それぞれの軍隊の司令官と防衛部局の指揮系統全体間のコミュニケーションと協力を強化する様々な計画や手順を確立することに同意する。
- 4 締約国は、既存の2国間協定で予見される条件の協力計画から最大の利益を引き出すために綿密な連絡を維持しなければならない。
- 5 在欧米軍司令部は、本了解覚書の下で義務を実行する際、米国国防総省の執行機関であるものとする。
イタリア軍参謀は、本了解覚書の下で義務を実行する際、イタリア共和国国防省を代表するものとする。
- 6 本了解覚書およびそれに準じた各基地ないし基地施設を取り決める実務取極は、本了解覚書の前文に記載された協定の条項、または特定の基地または施設に固有でない締約国間のその他多国間または2国間協定の規定に取って代わるものでもなく、変更するものでもない。

第2条

本了解覚書および関連する2国間の実務取極の解釈および実施に関して起こり得る問題や相違点の解決に努めるために、常設合同軍事委員会を設置するものとする。本了解覚書の不可欠部分である付属書AおよびBを含めて本了解覚書を修正する申し出は、合同軍事委員会の討議事項となる。合同軍事委員会の構成と任務の割当ては、後日締約国によって調整される。

第3条

- 1 付属書Aとして本了解覚書に添付されているモデル実務取極は、イタリアにおいて米軍が使用する各基地の実務取極のための書式として使用されるものとする。これらの実務取極は、BIAの実施手順および関連し得るその他の2国間及び多国間協定を確立する。この協定は、各個々の基地の運用に関する技術的な手順を含まなければならない。実務取極への変更は、両締約国の軍当局により承認され、また、合同軍事委員会での討議対象になることがある。

- 2 運用手順に関する事項については、各実務取極が、その基地に配置された軍隊に対する指令権限を含まなければならない。
- 3 付属書Aのモデル実務取極は、イタリアにおける米軍の使用が許された各基地ないし基地施設に関連する様々な実務取極を取り決める基本的な法律文書を構成する。従って、使用を許された各基地ないし基地施設は、付属書Aの本文モデルを厳密に反映している実務取極を有することになる。
- 4 技術付属書は、実務取極の詳細を明らかにする上で追加され、実務取極自体の中に含まれたまま、より理解を深める必要性に対応しなければならない。
- 5 イタリア側の各基地ないし基地施設に関連する実務取極の署名は、管轄権限のある軍参謀長またはその指名者によって添付される。米国については、匹敵するランクの米軍当局者の署名が添付される。

第4条

米国がイタリア政府に施設を返還することを決定した場合、施設の譲渡と「残存価値」の決定に関するBIA第25条に従った調整手順が本了解覚書の付属書Bで言及される。

第5条

本了解覚書は、締約国の代表者による署名で効力を生じ、1年前のいずれか一方の締約国の書面による通知、あるいは書面による相互同意により解除されるまで効力を有するものとする。付属書AおよびBを含む本了解覚書は、締約国の相互同意により修正することができる。

以上の証として、それぞれの政府により正式承認された署名者が、本了解覚書に署名した。

1995年2月2日にローマで、等しく正文である英語およびイタリア語で本書2通を作成した。

付属書：

付属書「A」：基地ないし基地施設使用の実施手続に関する米国国防総省とイタリア国防省の間におけるモデル実務取極

付属書「B」：基地ないし基地施設の放棄のために遵守すべき手順

署名者：

アメリカ合衆国国防総省のために

(チャールズ・ジー・ボイド将軍)

米国欧州司令本部の副司令官

イタリア共和国国防省のために

(C. A. Francesco CERVONI将軍)

イタリア国防参謀本部の副総長

付録：

付属書「A」

基地ないし基地施設使用の実施手続に関する
米国国防総省とイタリア国防省の間におけるモデル実務取極

第1条 目的

イタリアにおける軍事施設の運用に関する米国とイタリア間の国際協定の実施のための指令方針と手順を公布すること。

第2条 参照

- 1 1949年4月4日にワシントンD.C.で締結された北大西洋条約、とりわけ第3条で定められている規定
- 2 1951年6月19日にロンドンで締結された、軍の地位に関する北大西洋条約加盟国間の協定 (NATO軍地位協定)

3 1954年10月20日に締結されたアメリカ合衆国とイタリア間の2国間施設協定 (BIA)

第3条 適用性と範囲

本実務取極は、イタリアの・・・に配属又は活動している・・・の軍隊、軍隊構成員、軍属とその家族に適用する。

第4条 定義と略語

本実務取極の条件における：

一 軍属

「軍属」とは、NATO軍地位協定の第1条(1. b.)に規定されている米国軍と関係を有する全ての民間人を意味する。この文書のイタリア語版では、「civilian element」という用語は同じ意味で使われている。

一 民間の人員

「民間の人員」とは、米軍と密接に関係し、その権限の下にあるが直接雇用されていない軍の「軍属」に加え、イタリアにおいてその存在が基地の機能に関連して必要であると両国政府によって認められているという条件の下で、以下に列挙されているような、BIAの第6条で定める人員のことである：

- ・米国の他の省庁に雇用されている者
- ・米軍サービス機関 (USO)、学校、売店、配給所、信用組合、赤十字において必要不可欠な人員
- ・一時的な訪問以外でイタリアに入国した米軍と特別な関係を有する企業の技術的な代表者

一 建設

「建設」とは、新しい施設を建てる、設置する、組み立てる；[*9] あるいは、既存の施設に追加する、変更する、拡張する、変換する、取り壊す、取り換える必要がある作業を意味する。

一 専用使用

「専用使用」とは、派遣国により当該軍に命じられた作戦および／または任務に関連する活動の遂行のために、単一国の軍隊による、境界内に定められ、含まれる基地ないし基地施設の利用を意味する。米軍が利用する基地ないし基地施設に対する「専用使用」の指定は、NATO軍地位協定第7条で守られているように、いかなるイタリアの国家主権の行使をも制限するものではない。

一 兵員

「兵員」とは、NATO軍地位協定第1条(1. a.)で定める軍隊に属する人員を意味する。

一 INFRASTRUCTURE

「INFRASTRUCTURE」とは、水平および垂直両方向に固定式または永久的な構造で、INSTALLATION内の施設の複合体を意味し、軍隊の主活動および支援活動の遂行のためにそこに設置されるものを意味する。

－INSTALLATION

「INSTALLATION」とは、定められて明確に識別される境界内にある、土地とその上に固定された構造物の複合体を意味する。

(注：沖縄県) 本翻訳文においては、文献等の和訳を参考に「INFRASTRUCTURE」を「基地施設」、「INSTALLATION」を「基地」と訳しているが、文脈によって「施設」と訳している箇所もある。

－共同使用

「共同使用」とは、それぞれの政府が当該軍に命じたNATO軍の作戦および／または任務に関連する活動を実行するために、基地に配属されたイタリア軍および米軍両方による設備の共同利用を意味する。

－地域軍属

「地域軍属」という用語は、契約で米軍が雇用する全ての非民間の人員を意味する。

－保守

「保守」とは、資産を守るために必要な繰り返し起こる、毎日の、定期的な、または予定された作業を意味する。

－修理

「修理」とは、施設の能力の回復を保証するために必要な計画された作業を意味する。

－略語

「DOD USA」は、アメリカ合衆国国防総省を意味する。

「IDGS」は、イタリア国防参謀を意味する。

「MOD IT」は、イタリア国防省を意味する。

「SMA」は、イタリア空軍参謀を意味する。

「SME」は、イタリア陸軍参謀を意味する。

「SMM」は、イタリア海軍参謀を意味する。

「USAFE」は、在欧米空軍を意味する。

「USAREUR」は、在欧米陸軍を意味する。

「USEUCOM」は、在欧米軍司令部を意味する。

「USNAVEUR」は、在欧米海軍を意味する。

第5条 使用と運用

- 1 …にある基地は、BIAに従って合意した平時の軍事基地の一つである。その基地は、当該協定第2条の規定に従ってアメリカ合衆国の使用が認められている。特別な事情がある場合には、両国の当局は、米国に使用が認められた基地施設について、受入国の民間活動による利用に同意する。付属書…に示されているこれらの活動は、米国に費用は生じない。米国がこれらの民間活動に提供するいかなるサービスも償還することを原則とする。
- 2 基地は、…州、…市、…地域、…Kmの境界内に設けられる。場所は、イタリア当局が提供する添付の地図に示されており、運用エリア（指令、通信等）、兵站／サポートエリア、住宅エリアを包括している。イタリアの司令官は、米国の司令官の支援を受けて、基地内の様々な施設の位置を詳細に示す地図を維持する。
- 3 基地の主な用途は、以下に関するものとする。
 - －常時配置されている運用部隊
 - －平時の日常訓練活動のために、上記の運用部隊を支援する部隊及び関連施設
 - －関連人員（おおよその最大人数）。
人員の正確な数は、付属書に示されているように、半年ごとに、あるいは要請があればいつでもイタリア司令官に提供される。
- 4 付属書…に記載されている基地も、本実務取極の対象となる。付属書には、基地の用途、場所、人員、施設を明記するものとする。

第6条 司令部

- 1 基地はイタリアの司令部の下におかれる。左記司令部の機能は、イタリアの将校1名によって行使される。ただし、その機能は、同基地が共同で使用されるのか、または米国軍隊によってその専用として使用されるのかによって、変わる。イタリア司令官の統括権は、同基地の全域を通じて、同基地に配属されたイタリアのすべての軍事要員及び非軍事要員（配属の理由の如何を問わない）に対して、並びにイタリアの基地用地、付帯施設、装備および物資に対して及ぶものとする。
- 2 当該のイタリア将校の階級は、イタリアの管轄当局によって、その責任および任務に基づいて確定される。ただし、このことは、米国の高級格の将校が当該の基地に配属されているかどうかに係らないものとする。
- 3 米国司令官は、米国の要員、装備及び活動に関して全面的な軍事的指揮権を有する。同司令官は、米国の重要な行動のすべてについて、事前にイタリア司令部に対して通知する。特に、作業行動、訓練行動、物資・武器及び軍事要員ないし非軍事要員の輸送、並びに万が一生ずるかもしれない事件ないし事故のいかなるものについても通知する。イタリアの司令官も同様に、イタリアの重要な活動の全てについて米国司令官に通知する。イタリアの司令官は、米国の活動がイタリアの現行法を遵守していない、

と判断するときは、米国司令官にその旨を忠告し、かつ、直ちにイタリアの上層当局からの助言を求める。特定の行動を執るべきかどうかについて両国司令官の意見が異なると、現地司令官レベルでは解決され得ない場合、その解決を求めて直ちに、それぞれの司令部に送付される。問題となった行動の開始は、その争点の解決後とする。

4 作業要員および関係後方支援要員の恒常的増員は、イタリア国当局が許可するものとする。軍事要員および非軍事要員の一時的増員（その目的を訓練、演習、兵站行動、通過などとするもの）は、イタリアの司令官が認可する。イタリア政府がすでに認可した活動に関連する要員の一時的増員は、イタリアの司令官との調整が行われる。

5 イタリアの司令官は、その責任に対応するために、基地の全ての区域に、いかなる制約を設けずに自由に立ち入る。ただし、後記の第15条に定める場合は別とする。イタリアの司令官は、明らかに健康または公衆の健康に危険を生ずる米国の行動を米国司令官が直ちに中絶させるように介入する。その危険について通知を受けた米国司令官は、即時に調査し、当該の状況に関してイタリアの司令官と協議する。両司令官の間で意見の相違がある場合、または現地レベルでは解決することができない場合には、当該問題の解決のためにそれをより上級の権威に付託する。

6 イタリアの司令官は、基地の公式代表であり、国の当局との連絡を担い、地域の当局および現地の外部の軍隊ないし非軍事組織との接触を司る。米国司令官は、米国にのみかかわる利害問題に関して地域当局と接触することは阻まれない。イタリアの司令官は、合意のうえで、共通の利害のあるあらゆる問題を調整する。その目的のために、イタリアの司令官は、本条第3項に定める米国の行動および方針のすべてに関して常に通報を受ける。イタリアと米国の両司令官は、対等な立場でそれぞれの代表の役割を遂行する。

第7条 旗

米国およびイタリア国旗と共にNATO旗を基地上に掲げる。それぞれの国旗は、米国またはイタリアが専用使用する建物上に掲げることができる。

第8条 人員

1 NATO軍地位協定及び参照に記載されている実施協定は、本実務取極と参照に記載されている協定の目的を推進するためにイタリアにいる米軍の構成員、軍属及びその扶養家族の地位とともに、イタリアにおける米軍の地位も規定している。

2 NATO軍地位協定第9条第4項に従って、現地の民間労働の雇用と労働条件、とりわけ賃金、付随的給付及び労働者保護のための条件はイタリアの法律に合致しなければならない。

3 NATO軍地位協定及びその他の2国間協定に従って、米国の司令部は、現行のイタリ

アの法律に基づいて納められるイタリア政府への所得税における所得控除に含めるべく、該当する社会保障機関を通じ、現地民間労働者の社会保障給付を保留することができる。

第9条 基地施設

1 基地は、次のものを含む（適応するものを列挙する）：

- －共同で資金提供された施設
- －NATOが資金提供した施設
- －米国が資金提供した施設
- －イタリアが資金提供した施設

建物および施設は、次の通り分類される：

- －NATOまたは国の共同使用
- －NATO専用使用、米国またはイタリア
- －国の専用使用、米国またはイタリア

凡例で示され、異なる色でマークされた領域と領域内のすべての施設は、添付地図に詳しく示されている。建物、基地施設、その用途（イタリア、連合または共同）および目的は、付属書・・・に記載されている。引用文書（地図およびリスト）は、米国の司令官の支援によりイタリアの司令官によって最新の状態に保持される。

- 2 基地を構成する構造物の運用および保守管理費用は、その所有権と使用に応じて米軍またはイタリア軍（陸軍参謀-海軍参謀-空軍参謀）に請求される。「共同使用」の場合、実際の使用に比例して費用分担される。
- 3 イタリア軍は、「共同使用」の建物と施設の修理および保守に責任を有する。イタリアの司令官は、米国の司令官と調整して、すべての共同使用の建物と施設の保守計画を立てるものとする。使用国は、「専用使用」の建物と施設の修理および保守に責任を有する。NATOの施設については、現行のNATO指令が適用される。
- 4 新しい施設および施設への改良を含む、第4条で定められた建設を構成するすべての建設計画は、イタリア国防参謀の事前の承認を受ける必要がある。建物および施設のすべての用途変更もイタリア国防参謀によって承認される。BIAとそれに続く合意された手順に従って、専ら米国の資金で成し遂げられる建設プロジェクトは、イタリア/米国混合建設委員会によって遂行される。
- 5 イタリアの司令官は、土地区画規制を考慮し、米国司令官から必要な情報を入手後、

基本開発複数年計画を作成するものとする。その計画は、イタリア当局の承認を受けなければならない。必要な変更は、国当局の承認を得るために定期的に提出することができる。提出し承認された複数年計画の写しは、米国司令官に提供される。

第10条 用益役務

- 1 米軍には、運用、兵站支援、住宅の必要性を満たすために、次の役務が提供される。
 - － 現行のイタリアの規制に準拠し、基地に割り当てられることになる最大人員数に比例した1日当たり・・・立方メートルの飲料水および利用可能な場合、・・・立方メートルの給水の合計。提供される水の量の変動は、利用可能性または要件の変更、さらに一時的な変更が生じたときに同意されるものとする。利用可能性が乏しい場合、運用上および兵站支援の要求を満たすものを優先する。
 - － 基地の主発電所に・・・KVで利用でき、最大電力・・・KWを利用するための電力（・・・KVのライン）
 - － 用益の料金は、実際の使用量に基づく。米軍が外部（電気エネルギー、ガス、水、遠距離通信、下水道など）から来る用益を使用するところでは、BIA第12条に従ってそうすることができる限り、イタリア政府は、イタリア軍に有効であると同様に有利な条件で当該役務へのアクセスを保証する。
- 2 イタリア国防省は、基地の外部周辺にすべての廃棄物の処分の備えをする。米国司令官は、米国の処理工場内での処分は、廃棄物に関する適用可能なイタリア基準に合致して行われることを確実にする責任がある。
- 3 米国司令部は、現行のイタリア基準および適用可能な国際協定に合致して、米軍により生じた有毒／有害な廃棄物の処分に備える。
- 4 イタリアの司令官は、第6条第5項の規定に従って、廃棄物の処分にに関する適用可能な基準に対して違反と判断する事態を米国司令官に通知する権利を保有する。違反と判断された事態が通知された場合、米国の司令官は、速やかに調査を行い、状況を回復するために取った処置、または取った処置の妥当性をイタリアの司令官に通知する。いずれの司令官も、解決のためにより高い権限の当局に問題を委ねることができる。

第11条 物資及び役務の供給

- 1 米軍による物資及び役務の調達は、BIA第31条及びNATO軍地位協定が適用されるものとする。米国とイタリアの司令官は、米国の購入が直接契約で行われる場合、反マフィア審査手順を含めて、イタリア軍が使用するのと同様の手順が採用される可能性を検討することによって、物資及び役務の規定が現地市場に混乱を生じるのを避けるように協力する。

- 2 本条、第9条及び第10条で略述されているとおり、両締約国によるいかなる供給、支援又は役務の入手も、承認された国の契約手順またはNATO相互支援法に基づく実施協定の下で行われなければならない。

第12条 財政的事項

- 1 本実務取極の下での締約国の財政負担義務は、それぞれの国の法律に従って資金が承認され充当されなければならない。
- 2 基地の運用に関する費用は、次の通りである。
 - －共同 両国の共同使用分
 - －専用 各国による専用使用分
- 3 共同使用の経費は、以下に細分化される。
 - －人件費
 - －運用および保守管理費
 - －設備投資費
- 4 各国は、自国の専用使用支出に責任を有する。共同使用の経費は、使用割合に応じて分担される。この分担ができない場合、配属された軍又はその他の同意された基準に比例して、同等の配分が適用される。一般に受け入れられる原則により、各締約国は、自国の人員の経費に責任を有する。
- 5 共同の経費の定義づけ、清算、払い戻しの方法と手続き、共同の経費のための会計年度計画については、以下の一般的な原則に従って同意され、付属書・・・に含まれる。
 - －イタリアの司令官は、共同の支出に関する見積予算と確定予算を準備する。
 - －米国代表は、比例使用割合と経費の配分を算入するために、予算作成に参加する。
 - －イタリアの司令官は、米国の司令官と調整して、事前に、遅くとも8月までに、次期会計年度の見積予算をイタリア語と英語の両方で準備する。次期会計年度の見積予算は、本実務取極の規定に従って両締約国によって見直し、承認される。
 - －承認された見積予算は、締約国が財政／行政活動を計画するのに使用される。支出が、承認された見積予算から大きく異なる場合、承認のために新しい見積予算を提出することができる。
 - －米国による資金の支払いは、毎年1月1日から適用される四半期の前金で、四半期ごとの決済がイタリアの通貨で行われる。
 - －共同の経費は、現行のイタリアの法律と規則の規定に基づき、イタリアの司令官によって管理される。
 - －共同の経費の四半期ごとの概算会計については、付属書・・・の規定に従って、各四半期終了後遅くとも30日以内にイタリアの司令官が米国の司令官に行う。この四

半期の概算会計は、イタリアの司令官との調整の上で、将来の米国の支払いのための基盤および／または以前なされた支払いへの差額調整の基礎とされる。

－見積予算と最終予算の形式は、締約国間で合意される。

－共通の役務のためになされた契約は、要請があれば、特許情報を除いて技術的な仕様書および／または文書と一緒に米国司令官の利用が可能となる。近代化／改善計画に関しては、現行のNATOまたは2国間手続きが、NATOまたは米国の資金調達のための計画の要件に応じて適用される。後者の場合、イタリアからの承認を得た上で、米国が計画を実施する。専用的支出はそれぞれの司令部が管理する。

第13条 関税及び課税事項

- 1 米国の租税および関税の免除は、現行の関連法律および政府間の税免除に関するその他の税免除協定と同様に、NATO軍地位協定およびBIAにより規定される。
- 2 基地が国土への入り口地点にある場合、NATO軍地位協定で保護されていない一時的または居住する軍／民間人員は、外国人に適用される通常に関税規則が該当する。乗り継ぎまたは到着する基地が国土で最初の地点である場合、米国の司令官は、現地の税関当局にこれらの人員のリストを、可能な場合は、付属書・・・に指定された手順に従ってイタリアの司令官に提供する。

第14条 社会及び行政サービス

- 1 生活の質の要求（NATO軍地位協定およびBIA第13条に従った事前通知による）を満たすために、米軍は、軍人、軍属及びその家族を支援するのに必要な設備の建物を基地内に設置し、使用して維持する。この建物は、通例、これらの目的のため次の施設を含む。
 - －郵便局、軍の金融機関、銀行施設、独身幹部宿舎／独身下士官宿舎、食堂、酒類小売販売店（クラスVI店舗）、売店、基地内売店、給油所および自動車修理店、社会センター、図書館、劇場およびレクリエーションエリア
 - －保育所、その他の教育施設、子供のための学習計画を含む学校
 - －病院、歯科医院、その他の医療センター
- 2 上記の機関は、ライセンス料、消費税、物品販売税、関税および販売または提供された資産、活動、物品および役務に関するその他の輸入税を免除される。当該店舗で購入する資格がない人々への免税物品の販売あるいは譲渡のような悪用を避けるために、適切な管理が確立される。米国司令官は、このような管理措置を適用することに責任があり、その内容をイタリアの司令官に通知する。

第15条 安全と警察の責任

- 1 イタリアの司令官は基地の保安に責任を負い、イタリアの軍事要員ないし非軍事要員に対する軍事警察の任務をイタリアの法律に基づいて果たす。自らの要員および装備の安全と保安について独立の責任を担う米国司令官と協同して、イタリアの司令官は、基地全体の保安に関して適切な指令を発し、立入り手続きを確定し、さらに、当該の手続きを両司令官が適当と判断する場合には基地立入り許可証を発給する。米国司令官は、その立入りの作業を米国の要因および車両によって支援することを要請される。
- 2 イタリアの司令官は、その任務を遂行するために、かつ、イタリア国主権の擁護者として、基地内のすべての区域及び施設に立ち入る。米国の機密区域として限定され、境界が明確化されている区域に立ち入るための手続きは、両司令官による合意を経たうえで、付属書・・・に明記する。イタリアの司令官による授権を受けてイタリアの軍事要員が基地に立ち入って軍事警察の責務を遂行する場合、イタリアの司令官と同じ権限が付与される。
- 3 基地の外における基地の保安についての責任は、もっぱらイタリア当局にある。上記の、基地の外における保安は、公共の秩序と安全に責任を負う当局が〔米国の〕所轄地域軍司令官及びイタリアの司令官と調整の上で確保する。
- 4 米国司令官は、NATO軍地位協定第7条第10項 a 及び b に基づいて、イタリア当局との合意に従って米国軍隊が使用する基地区域及びその中の付帯施設においてその警察権を行使する。米国司令官は、この任務を果たすために、上記の第1項に基づいて指令の発令に責任を有するイタリアの司令官との調整を経た上で、米国軍隊に、あるいは米国軍隊の間に割り当てられている基地区域及び施設の中において秩序及び安全を確保し、維持するために必要なあらゆる措置を、イタリアの現行法に一致する限りで執ることができる。米国司令官に認容される警察権は、イタリアの主権を害することなく、イタリア領域における警察行動を統括する一般原則に従って行使されることを確保するために、イタリアの司令官との調整を受けるものとする。
- 5 基地の外における米国軍隊の軍事警察行動は、イタリア当局との合意に服するものとし、その行動が米国要員の間の秩序及び規律を維持するのに必要な限りで、イタリア当局との連絡の下に行われるものとする。

第16条 空輸・地上輸送及び関連活動

- 1 NATOの取極に従い、米軍は、軍用機および本実務取極に示されている運用活動に関連する人員、装備および供給物を積み込み、積み下ろすための米軍との契約に基づく民間航空機を使用する権限を持つ。米国司令官は、第6条の規定に従って、一時的な配備を含む航空機の配備を事前にイタリアの司令官に通知する。このような通知は、関連するICAO飛行計画の写しをイタリアの司令官に提出することによってなされる。

- 2 米軍に所属し、適切に登録された車両は、イタリアの交通規制に関してイタリアの領土を制限なく走行することができる。イタリアの司令官は、管轄当局との調整の必要性のため、護送隊の移動を事前に知らされる。
- 3 米軍当局は、米軍構成員ないしは軍属およびその家族所有の民間車両を登録して、ナンバープレートを交付することが認められている。車両が登録される前に、米国当局は、イタリアの法律によって規定されているとおり、賠償責任保険をかけていることを確認する。
- 4 米国当局は、運転能力とイタリアの交通規則の知識を確認したうえで、民間車両の運転免許証（イタリア語訳付き）を米軍の構成員ないし軍属及びその家族に交付することが認められている。
- 5 危険物資（燃料、爆発物、武器）の移動および輸送、航空スペース、領海ないし内海、イタリア鉄道ないし車道を含む外部貨物配送として注意を必要とするある種の輸送の貨物／方法が、イタリアの法律に準拠していることを確認するために、イタリアの司令官と調整されるものとする。

第17条 訓練・作業行動

- 1 全ての訓練行動及び作業行動の計画作り及びその実施は、第5条に定める目標及び目的に従い、かつ非軍事的事項及び軍事的事項に関するイタリアの法規であって特定分野について有効であるものを遵守するものでなければならない。
- 2 イタリアの関係当局は、現行手続きに従って必要とされる調整及び承認のために、当該施設区域に配属されている部隊の訓練行動及び作業行動について、事前にイタリアの司令官又はその代理人を通じて通告を受けなければならない。それに加えて、米国司令官は、当該施設区域に配属されている部隊又は同施設区域において展開されている部隊に係る演習の年間計画を、イタリアの司令官に報告しなければならない。上記の調整及び承認についての詳細な手続きは、付属書・・・に定めるものとする。
- 3 共同又は合同の訓練行動又は演習行動は、イタリアの責任ある軍当局との調整の後に行うことができる。上記の行動を実施している間に技術的寄港地として空港、港湾又は施設区域を使用するには、事前に、現行手続きに従って調整が行われなければならない。
- 4 航空管制は、イタリアの直接的責任であって、適用可能な法規に準じて、かつこの分野についての相互協力を定める協定に従って行われる。

第18条 動産、不動産及び残存価値

- 1 米国政府は、自らの費用で米国政府によって又は米国政府のために建てられたすべての動産、および米国が使用するための施設の建設、開発、運用、保守用に米国政府

により又は米国政府のためにイタリアへ持ち込んだ、あるいはイタリアで取得したすべての装備、資材、供給品の所有権を保持する。これらの項目は、イタリア政府と合意する条件、制限、除外に従う場合を除き、イタリアで処分されることは無い。さらに、米国政府は、イタリア当局との協議せずに、基地の機能に影響を与える可能性があるいかなる主要な設備を取り外し、あるいはその後イタリアから持ち出したりすることを進めないことを約束する。

- 2 基地の施設のすべて、あるいは一部の使用が不要であると米国が決定した際には、イタリアにおける米軍による基地ないし基地施設の使用に関するイタリア共和国国防省とアメリカ合衆国国防総省との間の了解覚書の付属書Bで規定されている手順に従って、当該施設をイタリア政府に譲渡するものとする。

第19条 地域委員会

イタリア司令官と米国司令官は、本実務取極の実施についての地域的な側面を検討することを任務とする合同委員会を設置することができる。同委員会は、地域の当局から問題、異議申し立て、または支援要請を受けていかなる問題をも地域レベルで解決するように協同して努力する。現地司令官の権限を越える問題は、より上級の当局に付託される。

第20条 相互協力のための手順

イタリアおよび米国の当局は、良好な関係を維持し、可能な限りにおいて、・・・の使用に関するこれらの手順の実施の過程で生じることがある地域の摩擦や誤解を避けるために、有効な協力を保証する。

第21条 付属書

本実務取極には、付属書・・・を通して、付属書・・・として識別される・・・付属書が含まれ、これらの付属書が含まれてない限り、不完全とみなされ、すべての付属書が含まれて実務取極に添付されるまで、またそうでなければいかなる部分も実施されることはない。

付属書「B」

基地ないし基地施設の放棄のために遵守すべき手順

米軍には不要となった施設のイタリア当局への処分を規定するイタリアと米国間の2国間施設協定第24条及び両政府間で合意された残存価値の清算を規定する第25条に従っ

て、次の手順が、米国政府により又は米国政府のために米国自らの費用で建てられた基地ないし基地施設及び混合建設委員会において調整された基地ないし基地施設の放棄に適用される。

- 1 米国大使館は、最低12か月間の予告を以って、特定の基地ないし基地施設を放棄する意思を外務省への外交文書を用いてイタリアへ知らせる。外交文書の複写1部は、防衛協力局を経由して、イタリアの国防省へ情報として送付される。
- 2 第1項に記載された予告期間の満了時に、関連する基地ないし基地施設が、米国政府にその使用を認めている了解覚書から取り消される。
- 3 特定の基地ないし基地施設の放棄に責任を有する特定の米国機関は、2国間施設協定の規定に従って、イタリアへ返還されるべき基地ないし基地施設のリストを準備する。
- 4 イタリアの法律が、建設時および／または重大な変更時に、技術的文書または検査証明を要求した場合、このようなすべての文書は、イタリア当局へ提供されなければならない。この文書の転送は、放棄時の米国に対するすべての建設関連文書の要件を満たす。建設時の建設規則を遵守していたことが確認されていれば、米国は、その後制定された建設規則に対して基地ないし基地施設の機能を高めることを放棄時に要求されることはない。
- 5 管轄機関は、防衛協力局を経由して、合同委員会の設立についてイタリア防衛省と調整し、基地ないし基地施設の放棄に関する手順を策定する。合同委員会の任務は次のものを含む。
 - －活動計画を進展させること
 - －必要な文書を入手して検証すること
 - －施設の明細表を作成するために調査を計画し実施すること
 - －人の健康と安全に対する既知の差し迫ったどんな危険も、また既知のどんな環境汚染も文書化すること
 - －定期的に管轄局を更新すること
 - －以下を含むすべての有用データを伴った納品書を準備すること
 - ・保管転送時のそれぞれの状態と年数を含む施設のリスト
 - ・基地ないし基地施設に支払われた米国資金の明細書
 - ・基地ないし基地施設を法的水準に引き上げ、および国の明細表に含むことにな

ったイタリアの経費の明細書

- 6 合同委員会がいったんその活動を実行した場合、上記第1項に示された予告期間の満了前に、納品書が米軍の代表者およびイタリア軍の代表者によって署名される。特段の相互合意がない限り、両締約国による納品書の署名により、自動的にイタリア政府に管理の移転が行われ、米国を安全と保守の義務、および納品書への署名後に生じた出来事に対するいかなる金銭上の義務からも解放する。
- 7 納品書の署名から90日以内に、イタリア政府は、自らの目的のために再取得された基地ないし基地施設を利用する権利を行使するかを決定し、その残存価値に関する交渉に入る。
- 8 イタリア政府が90日の期間内に、いったん特定の基地ないし基地施設への権利の行使を決定すると、残存価値は、両国政府間の相互合意によって決定される。
 - －残存価値の交渉は、米国欧州司令部（USEUCOM）の代表者とイタリア国防省の代表者によって実施される。
 - －残存価値は、納品書の文書化されたデータと、さらに納品書に記載されている提供された米国資金に影響を与えるインフレーションおよび為替変動の米国の計算を基に交渉される。特定の基地ないし基地施設に関するいかなる未解決の問題も相互に合意され、法的および行政上の密接な関係を十分考慮する。
- 9 イタリア政府が権利を行使しない放棄された基地ないし基地施設については、相互の合意により額面の残存価値を有すると決定することができる。以下の第10項に記載された特定の協定書署名後3年以内で、額面の残存価値を有すると決定された基地ないし基地施設は、イタリア政府によって利用または売却される場合、残存価値の計算は、上記第8項に記載された方法に従う。
- 10 残存価値が交渉され、いったん両政府によって合意されると、特定の合意書に両締約国によって署名がなされる。当該合意書は、残存価値に同意した米国政府への補償に関連する。合意書は、管轄の米国およびイタリアの各省庁によって準備され、イタリア軍の代表と米国欧州司令部の代表によって署名される。